

消 防 救 第 86 号  
医 政 指 発 0330 第 1 号  
平 成 22 年 3 月 30 日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿  
衛生主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

厚生労働省医政局指導課長

### 消防機関における自動体外式除細動器（AED）の取扱いについて

今般、平成21年度厚生労働科学研究費補助金事業である「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（主任研究者丸川征四郎・医誠会病院院長補佐）において、消防機関においてAED<sup>（注）</sup>の不具合が疑われた事案について、医学的見地から分析が行われ、別添のとおり「消防機関においてAEDの不具合が疑われた事例に関する研究（中間報告）」（以下「中間報告」という。）がとりまとめられたところです。

貴職におかれては、下記の事項についてご了知の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）及びメディカルコントロール体制に関連する関係団体等に対し周知するとともに、AEDの適切な使用がなされるようご指導願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

（注）自動体外式除細動器（AED）には、解析のタイミングを選ぶことができる半自動体外式除細動器と、いわゆる狭義の自動体外式除細動器があり、ここでは双方を含む概念として用いています。

## 記

### 1 消防機関におけるAEDの使用に関する留意点について

- (1) 救急救命士は、心電図波形が確認できるAEDを使用し、傷病者の脈や呼吸状態を必要に応じて確認するとともに、心電図の最終波形を確認した上で除細動を実施することが求められること。
- (2) 救急救命士は、解析のタイミングを選ぶことができる半自動体外式除細動器を使用し、傷病者の状況に応じて解析が必要か否か及び解析可能なタイミングであるか否かを判断して解析を行い、除細動を実施することが望ましいこと。
- (3) 胸骨圧迫や外部環境に起因する振動をAEDが感知し、除細動の適応がキャンセルされることがあることから、原則としてAEDが除細動のために充電中である場合には胸骨圧迫を行わないこと。ただし、充電中に解析を行わない機能を有する機種であることが分かっている場合には、この限りでないこと。
- (4) アーチファクトが出ている場合において、その原因が特定でき、回避出来るものである場合には、極力回避すること。電気毛布、電動ベッド等の電化製品は、特に注意が必要であること。
- (5) 中間報告を参考に、機器の特性等を踏まえAEDを使用すること。

### 2 事後検証体制の強化等について

- (1) 救急救命士の処置に関する事後検証体制の確保については、従前より「メディカルコントロール体制の充実強化について」（平成15年3月26日付け消防救第73号・医政指発第0326002号）等によりお願いしているところであるが、救急隊が傷病者にAEDを使用した場合には、実施者が救急救命士か否かにかかわらず、また、除細動が実施されたか否かにかかわらず、心電図を確認し、実施者の活動内容と照らし合わせてAEDの機能についても検証する等により、事後検証を行う体制の強化に努められたいこと。
- (2) 非医療従事者によるAEDを用いた除細動については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号）及び「『非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会報告書』を踏まえた消防機関の対応について」

(平成16年7月1日付け消防救第161号)により、メディカルコントロール体制の事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めることとされているところであるが、当該事案が発生した場合には、AEDの設置者や製造販売業者から心電図情報を取り寄せ、除細動の実施状況について検証するよう努められたいこと。

- (3) 事後検証の結果、AEDの不具合が疑われた場合には、製造販売業者に直ちに通報するとともに、別添の調査票により都道府県を通して消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局指導課に情報提供すること。

問い合わせ先

消防庁救急企画室

担当：溝口専門官・梅澤係長

TEL：03-5253-7529

mail：[t.umezawa@soumu.go.jp](mailto:t.umezawa@soumu.go.jp)

厚生労働省医政局指導課

担当：中野専門官

TEL：03-3595-2194

mail：[nakano-kousuke@mhlw.go.jp](mailto:nakano-kousuke@mhlw.go.jp)

都道府県名 消防本部名 担当者氏名／連絡先電話番号 

## AEDの不具合が疑われた事案報告様式

## 1. 事案の概要等

## (1) 不具合が疑われた事案の概要

 (①～③より選択)

- ① 除細動の適応がない(疑い含む)傷病者に対し、AEDが除細動適応ありと判断した
- ② 除細動の適応がある(疑い含む)傷病者に対し、AEDが除細動適応なしと判断した
- ③ 上記以外の不具合があった

①の場合  (適応なしの判断根拠:a.～d.より選択)

- a. 傷病者の脈が触知された
- b. VF または pulseless VT の波形が認められなかった
- c. a.及びb.
- d. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

②の場合  (適応ありの判断根拠:a.～b.より選択)

- a. VF または pulseless VT の波形が認められた
- b. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

③の場合  (不具合の内容:a.～c.より選択)

- a. パッドを貼るよう指示が続いた
- b. ショックボタンを押しても通電しなかった
- c. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

## (2) 使用AED

 (会社名を記入) (製品名(可能であれば型番も記入))(3) 使用者  (a.救急救命士、b.救急救命士以外の救急隊員、c.その他消防職員、d.一般人、e.医師、f.その他)

## (4) 事案の発生日

平成  年  月  日(5) 場所  (a.現場、b.停止中の救急車内、c.走行中の救急車内、d.院内、e.その他) (e.の場合具体的に記載)

## (6) 傷病者

性別  (a.男、b.女)年齢  (推計値可、不詳の場合は「不詳」と記入)

## (7) 転帰及び予後(ウツタイン様式による)

病院収容前の心拍再開  (a.あり、b.なし)1ヶ月生存  (a.あり、b.なし)脳機能カテゴリー(CPC)  (a.CPC1、b.CPC2、c.CPC3、d.CPC4、e.CPC5)全身機能カテゴリー(OPC)  (a.OPC1、b.OPC2、c.OPC3、d.OPC4、e.OPC5)

2. 心電図(様式自由)

心電図がある場合にはコピーを貼付し事案が発生した時点等を記入して下さい。

3. 事後検証等(様式自由)

現場でとった対応(最終的に除細動を実施したか否か)、署内検証やメディカルコントロール体制での事後検証における分析結果等について、具体的に記入または添付して下さい。

- 現場でとった対応(最終的に除細動を実施したか否か)
- 署内検証結果
- メディカルコントロール協議会等による事後検証結果
- メーカー等への通報状況やメーカー等の対応状況等